



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

令和4年度飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業

豚熱発生時における再開までのフローチャート

令和5年3月 改訂
一般社団法人日本養豚協会(JPPA)

はじめに

2018年に、26年ぶりとなる豚熱が岐阜県で発生し4年以上が経過しました。その間に発生被害があった農場は86例（2023年3月15日現在）で、計35万頭以上の豚が殺処分となりました。野生イノシシでの豚熱の拡散も止まることなく、2023年3月現在、本州すべてと四国がワクチン接種推奨地域となっています。野生動物でのウイルス拡散があるなかでは、ワクチン接種をしているからといって安心できる状況ではありません。全国のどこで、発生が起きても不思議ではないのが現状です。

こうしたことから、弊社では2022年4月に、発生から再開までに生産者・都道府県・国が何を行わなければいけないのか、どのような経過をたどるのかについて、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づいて段階ごとに図示しまとめた『発生から再開までのフローチャート』を発行しました。本書は、一部追記を加えた改訂版となっています。

農場で豚熱を発生させないことが最も重要ですが、万が一発生してしまった際には、県との連携が非常に重要になります。平時の訓練や情報共有等に、本書をご活用いただき、1日も早い再開のお役に立てれば幸いです。

2023年3月
一般社団法人日本養豚協会

1. 通報～こんな豚を見つけたら

豚熱はこれといった特徴的な症状がありません。また、現在国内にまん延しているウイルス株は中程度の毒性でバタバタと死亡するというものもないため、さらに判断が難しくなっています。下記のような症状が複数見られる場合は、かかりつけ獣医師に相談のうえ、家畜保健衛生所に通報してください。



耳翼等の紫斑（チアノーゼ）



パイルアップ
（豚房の隅で重なるようにしている）



元気消失



結膜炎

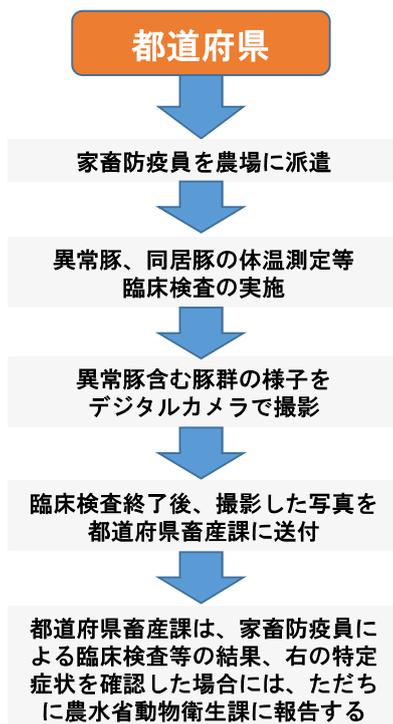
POINT !

このほか、**発熱や神経症状、便秘と下痢等も。様子がおかしい、普段と違う等気になったら、まずはかかりつけ獣医師に相談を！**

写真
上2点：農研機構動物衛生研究部門提供
下2点：岐阜県提供

2. 家畜保健衛生所による立入検査

家畜保健衛生所に通報すると、家畜防疫員（家保職員）による立入検査・臨床検査が行われます。臨床症状でチェックされるのは下記のような症状（特定症状）です。



特定症状

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に**紫斑（チアノーゼ）**がある
- ② 同一の豚房（1豚房1頭の場合1豚舎）内で下記の臨床症状が1週間程度続き増加する
ア 摂氏40度以上の**発熱、元気消失、食欲減退**
イ **便秘、下痢**
ウ **結膜炎（目やに）**
エ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん（**神経症状**）
オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「**ひね豚**」）
カ 流死産等の**異常産**の発生
キ 血液凝固不全に起因した**皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便**
- ③ 同一の豚舎内で、一週間程度の中に豚の**突然死が連続**する
- ④ 同一の豚房（1豚房1頭の場合1豚舎）内で、血液検査を実施した場合に**白血球数が減少**（1万個/ μ l未満）、または好中球の核の左方移動が見られる

農水省動物衛生課

症状の出ている豚の写真、症状、同居豚の情報などを添えて動物衛生課に報告

3. 確定までの防疫措置① 採材・移動制限

②の特定症状がみられたら、検査のための採材と、陰性または陽性・偽陽性が確定するまでの農場での防疫措置が必要となります。都道府県からどのような防疫措置を行うかの説明と重要性についての説明が生産者に行われます。

都道府県

生産者（豚の所有者）

- ① 特定症状を呈する豚と同居豚の血液を採取し、豚熱の感染が疑われる豚の生体または死体とともに家畜保健衛生所に運搬する
- ② 家畜保健衛生所において、①から病性鑑定に必要な検体（扁桃、脾臓、腎臓を必ず含める）を採材する
- ③ 当該農場の下記のものの移動を制限する
 - ア 豚の生体
 - イ 当該農場で採取した精液および受精卵等
 - ウ 豚等の死体
 - エ 豚等の排せつ物等
 - オ 敷料、飼料及び器具
- ④ 当該農場への関係者以外の立ち入りを制限する
- ⑤ 当該農場の出入り口及び使用している衣類、飼養器具の消毒
- ⑥ 必要に応じて、当該農場から半径3km以内の農場での③の移動自粛を要請

提供

検体（特定症状のある豚の生体、または死体と同居豚の血液）の提供

指示

左記③の移動制限の実行

- ④ 農場への関係者以外の立ち入りを制限する
- ⑤ 農場の出入り口及び使用している衣類、飼養器具の消毒

POINT !

- ③以外の禁止事項（留意事項32）
- 豚以外の動物の農場からの移動
 - 未消毒の排水の流出
 - 関係者以外の立入
 - 異常豚の精液等の生産物、排せつ物、敷料へのほかの豚の接触

4. 確定までの防疫措置② 疫学情報の収集

特定症状がみられたら、都道府県は過去28日分の農場の下記の疫学情報について調査を行い、その情報を動物衛生課に提出します。

都道府県

生産者（豚の所有者）

収集する疫学情報

- ① 豚等の移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ア 獣医師及び家畜人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 精液及び受精卵等の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

共有

左記①～⑤の疫学情報を提供

POINT !

農場にあるすべてのものが疫学情報の対象となります。日頃からの記帳や管理が重要です。

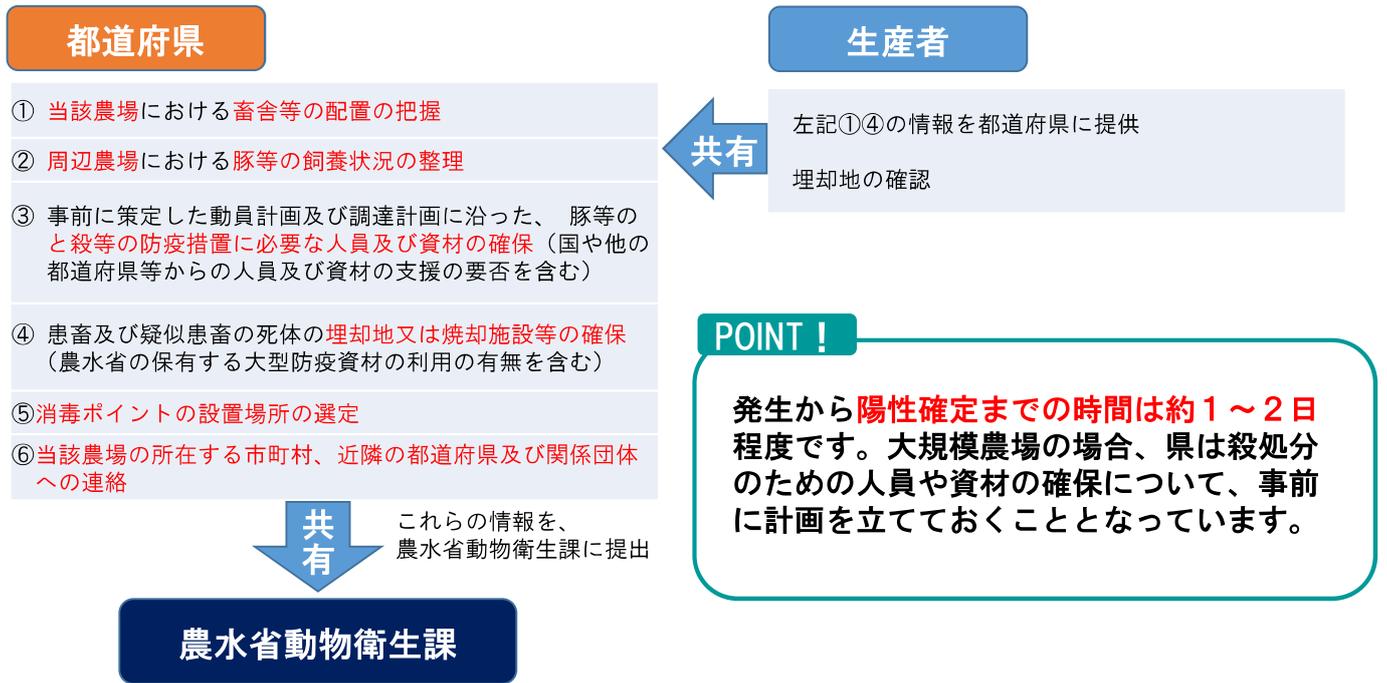
共有

これらの情報を、農水省動物衛生課に提出

農水省動物衛生課

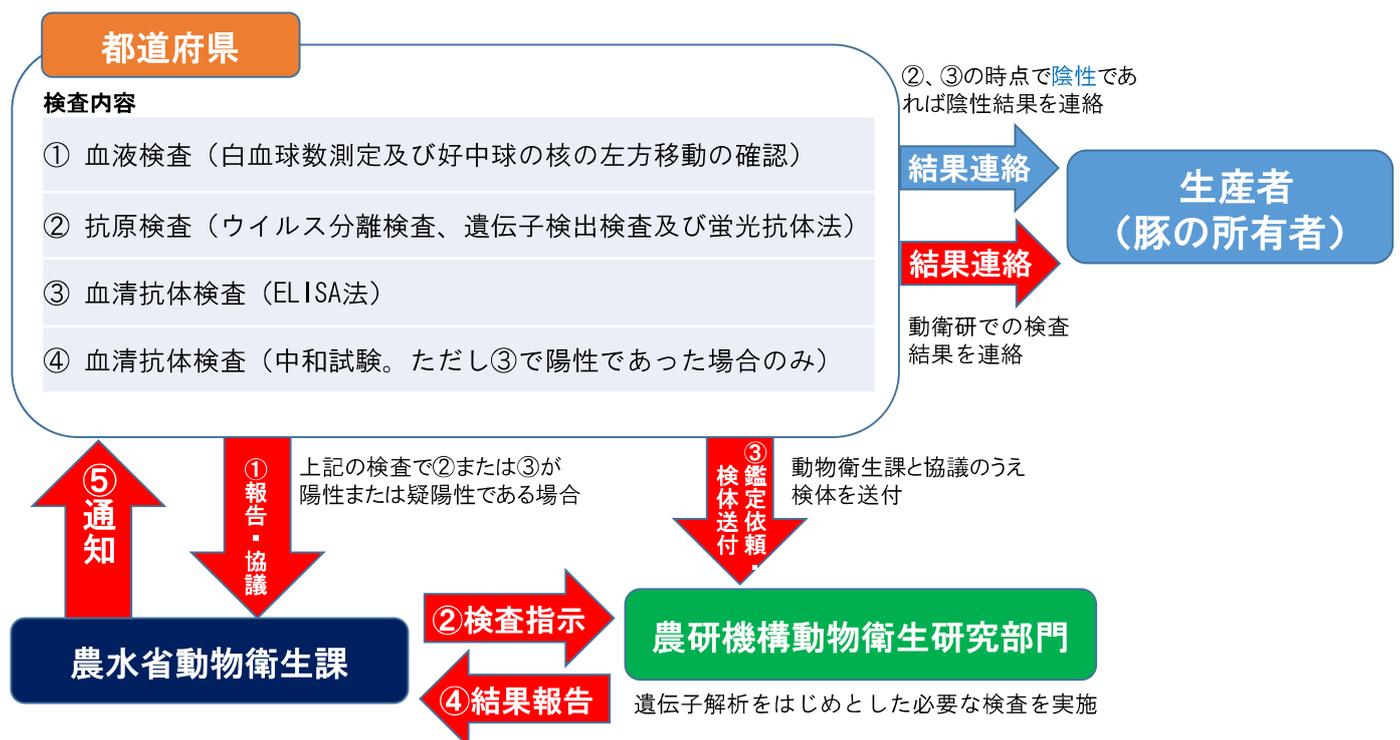
5. 陽性確定に備えた準備～殺処分・埋却の準備

家畜保健衛生所で検査が行われている間に、万が一陽性だった時を想定した殺処分・埋却の準備を県は進めます。



6. 病性鑑定（検査）から結果報告のフローチャート

農場から提供された検体は、管轄の家畜保健衛生所にて病性鑑定が実施され、陽性または陰性の判定がなされます。



7. 患畜の定義

患畜とは

- ① ウイルス分離により、**豚熱ウイルスが分離された豚等**
- ② 遺伝子検査（遺伝子検出検査及び遺伝子解析）により**豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等**
- ③ 豚熱の発生があった際の移動制限区域内（ワクチン非接種地域のみ）で発生が続発している場合において、同一の豚房内（1豚房1頭の場合1豚舎）の複数の豚等に特定症状が確認された場合において、それらの豚のうち、**蛍光抗体法により豚熱ウイルス抗原が検出された豚等**
- ④ 豚熱の発生があった際の移動制限区域内（ワクチン非接種地域のみ）で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる豚房内（1豚房1頭の場合1豚舎）に同居する豚等で、このうち特定症状が確認され、**遺伝子検出検査によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等**
- ⑤ 初発農場で疑似患畜のみ確認されている場合において、この初発農場を中心とする移動制限区域内（ワクチン非接種地域のみ）の農場で患畜が確認された場合、または初発農場に係る疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合、初発農場における**蛍光抗体法または遺伝子検出検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等**

8. 疑似患畜の定義

疑似患畜とは

- ① 初発農場において、同一の畜房内（1豚房1頭の場合1豚舎）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、**蛍光抗体法または遺伝子検出検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等**
- ② **患畜又は疑似患畜が確認された農場（発生農場）で飼養されている豚等**
- ③ **発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場で飼養されている豚等**
- ④ 疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」）から**遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等**
- ⑤ 疫学調査の結果により、病性等判定日から**遡って10日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等**であって、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、**患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等**
- ⑥ 疫学調査の結果により、病性等判定日から**遡って21日目の日から現在までの間に患畜または初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等**

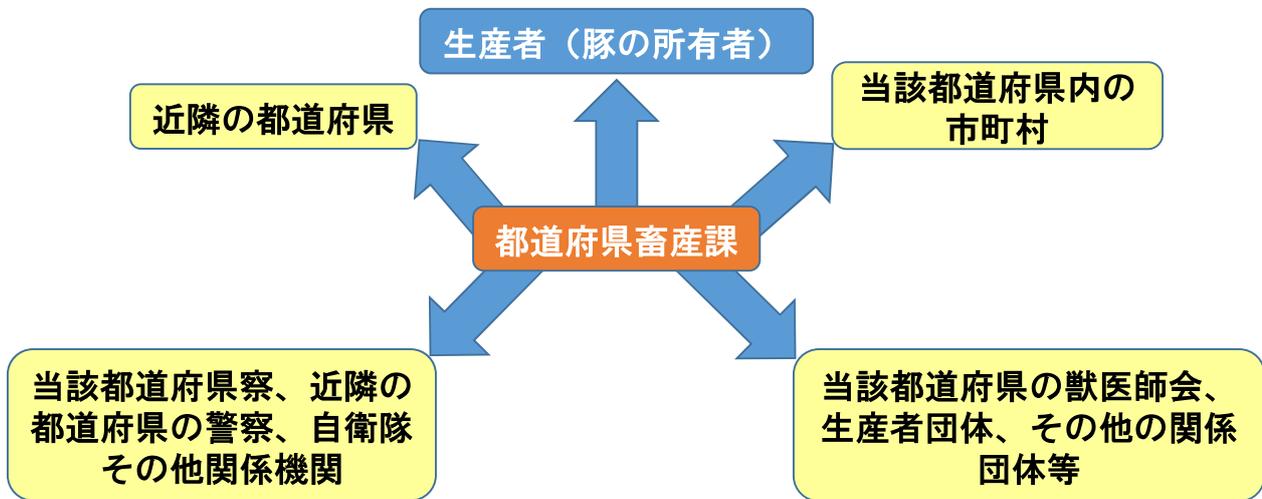
9. 陽性が確定したら①～県の対応

検査結果で「患畜」または「疑似患畜」と判定された場合、都道府県畜産課は、生産者（豚の所有者）ほか下記の機関に対し

①患畜または疑似患畜が発生した旨

②当該農場の所在地

について、速やかに電話、FAX、E-mailで連絡します。



POINT !

都道府県は、こうした情報について、あくまでも延予防措置としての連絡であることを周知し、それ以外の目的で使用されたり、漏洩することがないように指導し、特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導する必要があります。

10. 陽性が確定したら②～国・県の対応

病性鑑定を実施した豚が患畜、または疑似患畜だった場合、国は対策本部を開催し、防疫方針を決定します。

農水省動物衛生課

(1) 農水省防疫対策本部の開催

農林水産大臣を本部長とし、初動防疫等を定めた防疫方針を決定する

(2) 発生都道府県への職員の派遣

動物衛生研究部門、家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、下記の職員を発生のおつた都道府県に派遣する

- ① 国の防疫対策本部で定めた防疫指針を都道府県に正確に伝え、国と都道府県の連携を密にする職員
- ② 国の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ 殺処分、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- ④ 小委に設置する疫学調査チーム

(3) 派遣職員の都道府県防疫対策本部への参加・国の方針を伝達

(4) 都道府県からの申請に応じ、速やかに保有する防疫資材及び機材を譲与、または貸し付ける

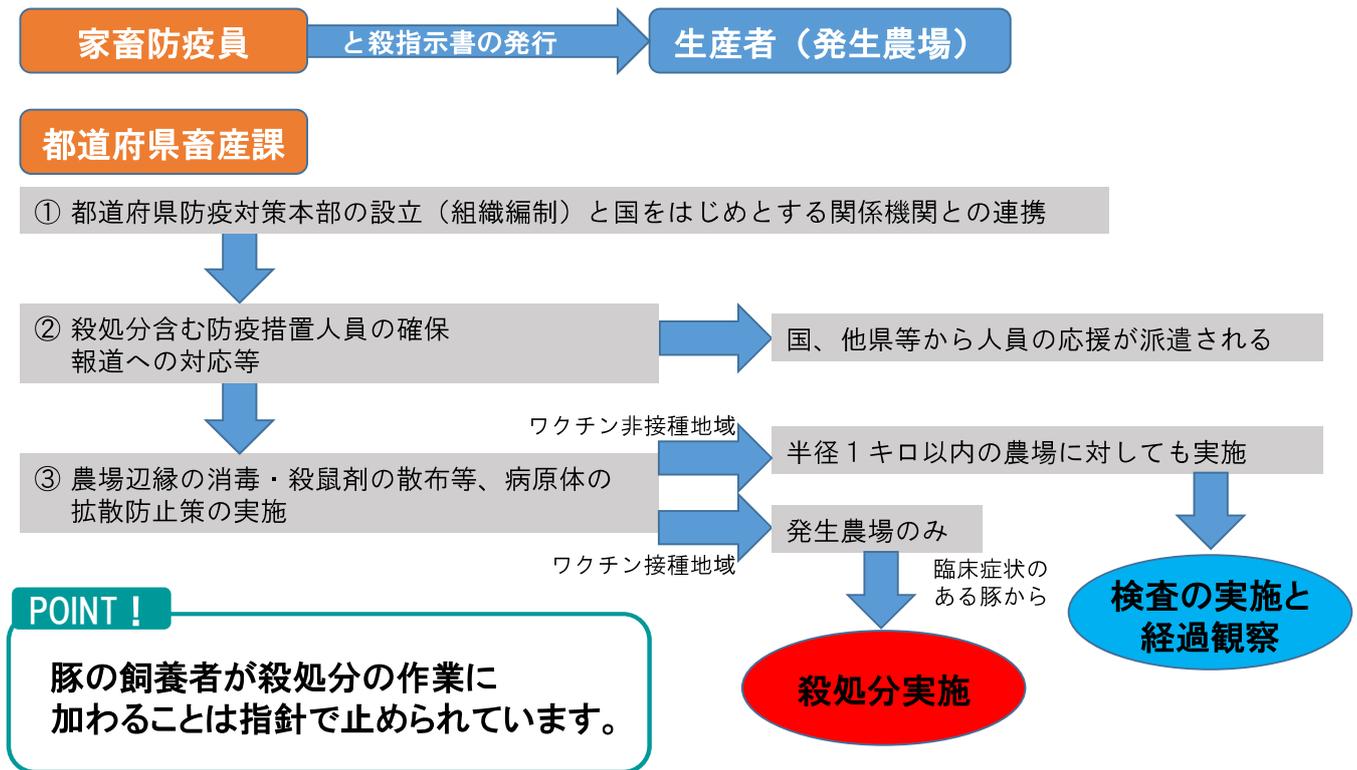
都道府県畜産課

(1) 都道府県防疫対策本部の開催

- ① 防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担をする
- ② 円滑かつ的確な防疫措置を講じるため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する

11. 陽性が確定したら③～殺処分までの流れ

殺処分については、次のようなフローチャートで行われます。



12. 殺処分の注意点

都道府県畜産課

- 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、網を張る等の方法により閉鎖
- 患畜または疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに発生農場および発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤を散布等を行い、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置をとる
- 患畜または疑似患畜と判定された豚は、原則として発生農場における防疫措置が完了してから約24時間以内に殺処分を完了する
- 臨床症状が確認されている豚等の殺処分を優先して行う
- 畜舎外で殺処分を行う場合には、次のような措置をとる。①外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。②豚等が逃亡しないよう、簡易な柵を設置するか、または十分な保定を行う
- 殺処分は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤または麻酔剤を使用するなど、可能な限りアニマルウェルフェアの観点からの配慮を行うとともに、豚の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する
- 国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、殺処分時または殺処分前に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- 積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速に殺処分を完了させる
- 対応計画を策定した大規模農場等では、当該計画に沿って殺処分を行う

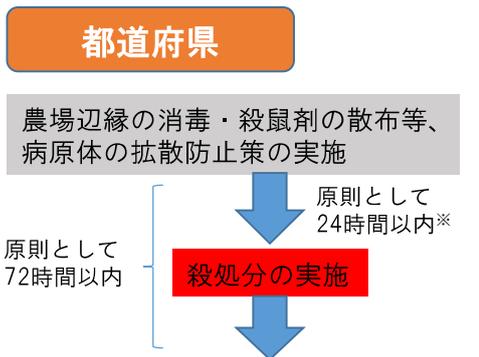
POINT !

【家伝法第52条の3】

豚の殺処分や移動の制限等の指示については行政不服審査法による審査請求をすることができません。

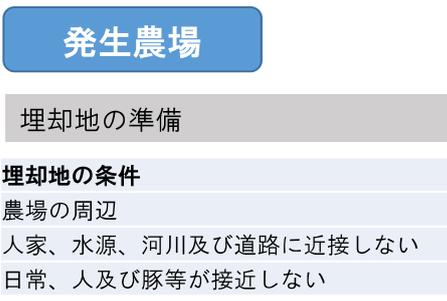
13. 死体の処理について①～埋却地の準備

殺処分後は、まん延防止のためにも速やかに死体の処理を行うこととされています。



死体の埋却・レンダリングなどの処理

※ [留意事項54] 早期封じ込めのためには、患畜・疑似患畜の迅速な殺処分とその死体の処理が重要であることから24時間および72時間以内という一定の目安を示している。この目安については、**肥育豚飼養農場で1,000～2,000頭程度の飼養規模を想定**している。飼養規模がこれを超える農場については、事前に作業の優先順位などを決めておくことが義務付けられている。



埋却地の計算例

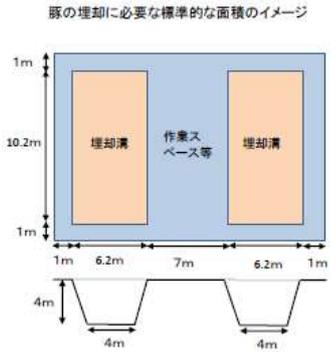
埋却溝の底面積 4 m × 8 m × 2 本 (周囲1.1mは法面)

肥育豚 1 頭当たり必要な底面の面積 = 0.222 m²

当該埋却地に埋却可能な頭数 64 m² ÷ 0.222 m² = 288 頭

肥育豚 1 頭当たり必要な埋却地 12.2 m × 21.4 m ÷ 288 頭 = 0.9 m²

農水省資料より

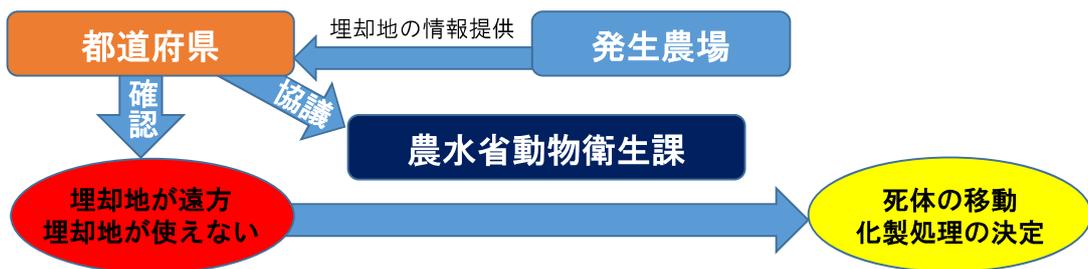


POINT !

【飼養衛生管理基準 I-10】
埋却地には作業スペース等も必要なため、肥育豚1頭当たりの面積は0.9m²となります。

14. 死体の処理について②～埋却地が遠い、使えない場合

農場内または農場周辺に埋却地を確保できず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合、また埋却地が使えず化製処理まで移動が必要な場合、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずることとなっています。



離れた埋却地・化製処理場への移動の注意点

- ① 死体を十分に消毒する。
- ② 原則として、**密閉車両又は密閉容器を用いる**。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床および側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する
- ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する
- ⑥ 移動時には、**移動禁止または移動制限 (家伝法32条-1) の対象外となっていることを証明する書類を携行**し、消毒ポイント等で提示する
- ⑦ 死体を処理する場所まで**家畜防疫員等が同行**する
- ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する
- ⑨ **移動経過を記録し、保管**する

15. 死体の処理について②～化製処理から焼却について

埋却による処理が困難な場合、化製処理を行ったあと基本的には焼却をします。焼却の際には、都道府県は農水省動物衛生課と協議のうえ、以下のような措置が必要となります。

都道府県

協議

農水省動物衛生課

化製処理を行った場合の焼却の注意点

- ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる
- ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる
- ③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する
- ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う

【移動式レンジリング装置】

高温により病原体を不活化。生成物は焼却又は埋却処分。

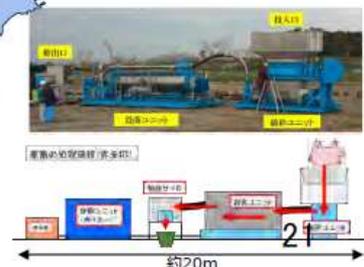
4台（令和2年度に3台追加）を国が保有し、都道府県への円滑な貸付体制を確保

移動式レンジリング装置の処理能力

家畜種	処理頭数※	備考
牛	180頭	平均体重650kg/頭で換算
豚	2,000頭	平均体重60kg/頭で換算

※ 処理頭数は1時間当たりの処理重量が5～7tで、24時間連続稼働した場合

全国4か所の動物検疫所に配備済み
(北海道、神奈川県、愛知県、福岡県)



農水省資料より

16. たい肥・飼料等汚染物質の処理について

農場内にある下記の物品は、汚染の可能性があるため発生農場または農場周辺への埋却（埋却地の条件は死体の処理と同じ）などの処理が必要になります。

処理が必要な物品

- ① 精液、受精卵等の生産物※
- ② 豚等の排せつ物等
- ③ 敷料
- ④ 飼料
- ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

※病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ）されていたものを除く

POINT !

総飼養頭数3,000頭を超える農場については、事前に策定した対応計画に沿って汚染物質を処理します。

やむを得ず農場から移動させる必要がある場合の注意点

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる
- ② 積み込み前後に車両表面全体を消毒する
- ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する
- ⑤ 移動時には、**移動禁止または移動制限（家伝法32条-1）の対象外となっていることを証明する書類を携行し**、消毒ポイント等で提示する
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する
- ⑦ 移動経過を記録し、保管する

17. たい肥・飼料等汚染物質の処理完了について

農場内の汚染物質については、下記の措置が完了した時点で、都道府県畜産課と動物衛生課が協議のうえ、処理が完了したとみなされます。ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止されます。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合にはこの限りではありません。

不活化処理の条件【留意事項56】

- ① 焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、**農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点**
- ② 豚等の排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止措置を徹底した上で、**消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点**
- ③ スラリー、尿及び汚水の場合、**消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを0.5%添加し、攪拌後、30分以上経過した時点**

POINT !

たい肥、浄化槽の不活化処理については、都道府県によって規定が異なる場合があります。農場の所在する都道府県に確認してください。

18. 豚舎の消毒から再開まで

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、1週間間隔で3回以上実施します。事前に対応計画を策定した大規模農場については、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行います。

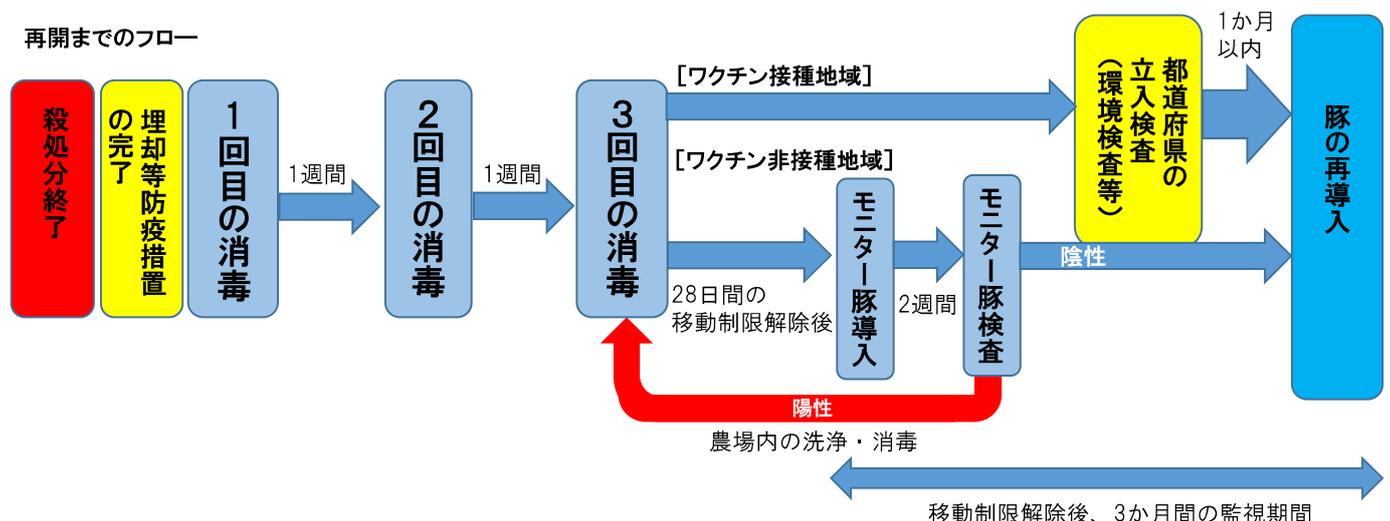
再開の要件

- ① 1週間おき3回の消毒（防疫措置完了後の消毒を1回目とする）
- ② 新しい埋却地の確保
- ③ たい肥、浄化槽等、汚染された可能性のある物品の不活化の完了
- ④ 家保による飼養衛生管理基準の順守状況のチェック

消毒液の種類

高温蒸気
次亜塩素酸ナトリウム液
アルカリ液
逆性石鹼

再開までのフロー



19. 豚の再導入について①ワクチン非接種地域

豚の再導入については、ワクチン非接種地域とワクチン接種地域によっても異なります。非接種地域では移動制限・おとり豚（モニター豚）の導入が必要となります。

都道府県畜産課

- ・豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という）を導入するよう当該農場を指導する
 - ・この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する
 - ・また、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する
- あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する

モニター豚の導入による陰性確認

- ① モニター豚は、原則として、1豚舎当たり30頭以上配置するよう指導する。この際、豚舎内で偏りがないう、動物衛生課と協議の上、配置する
- ② 都道府県は、モニター豚を導入した日から14日を経過した後、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する
- ③ 家畜防疫員は、モニター豚を導入した農場に対し、モニター豚の陰性を確認後、豚等を段階的に導入するよう指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する
- ④ 豚等の再導入に当たっては、都道府県は、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める

20. 豚の再導入について①ワクチン接種地域

豚の再導入については、ワクチン非接種地域とワクチン接種地域によっても異なります。非接種地域では移動制限・おとり豚（モニター豚）の導入が必要となります。

ワクチン接種地域での陰性確認方法

接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則としてワクチン接種豚等を導入することとし、ワクチン非接種豚等を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。ただし、ワクチン接種豚等では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

1 環境検査の実施方法

- (1) 検査材料の採取場所
 - ① 豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）
 - ② たい肥舎
 - ③ 飼料置き場、飼料
 - ④ 死亡豚等保管場所
 - ⑤ 長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等
- (2) 検体数各豚舎10カ所（陽性豚舎については、重点的に採材するため50カ所）、その他（堆肥舎等）50カ所程度採材する。
- (3) 検査方法
 - ① P B Sで濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査を実施。
 - ② 採材は、豚を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする
 - ③ 拭き取り後のガーゼ等はP B S入り遠心管に懸濁し、P B Sから遺伝子検出検査用の遺伝子を抽出する
- (4) 遺伝子検出検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別のP C R 検査で判定する
- (5) 個別の遺伝子検出検査で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する

2 環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する

- 3 なお、家畜防疫員は、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて農場に指導するとともに、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める

21. 豚の算定額について①～肥育豚

参考

肥育豚の評価については、販売実績を基に算出することも可能です。

参考文献：『Pig Journal』2019年3月号p.12-17

1. 評価額の基本的な算定方法

豚の導入価格 + 肥育の経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

2. 素畜の導入価格および肥育経費の算定方法（一例）

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する
 ② 子豚を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、下記の産み落とし価格を用いる。

直近(R3)の 肥育豚生産費	豚肉生産コスト全体に対する 子豚生産に要するコストの割合	産み落とし価格
33,877 円	× 0.09	= 3,048 円

- ③ 1日当たりの生産費は下記のように算定する

直近(R3)の 肥育豚生産費	産み落とし価格	肥育期間（月）	肥育期間（日）	
(33,877 円 — 3,048 円)	÷	(6.4 カ月 × 30.4 日)	=	158 円
・前期1日当たり生産費（0～2.3カ月齢）：1日当たり生産費の50% = 79 円 ・後期1日当たり生産費（2.3～6.4カ月齢）：1日当たり生産費の130% = 205 円				

- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔100日齢の子豚を導入している場合〕 導入価格 1日当たりの生産費×飼養日数 15,220 円 + (205 円 × (6.4カ月 - 3.3カ月) × 30.4 日) = 34,539 円	〔繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合〕 産み落とし価格 1日当たりの生産費×飼養日数（前期+後期） 2,871 円 + ((79 円 × 2.3カ月) + (205 円 × 4.1カ月)) × 30.4 日 = 32,295 円
---	--

22. 豚の算定額について②～繁殖豚（未經産豚）

1. 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

2. 素畜の導入価格および育成経費の算定方法（一例）

- ① 素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

素豚の導入価格	1日当たりの生産費	肥育期間（月）	肥育期間（日）	受胎加算金（あれば）
{ 100,000 円 + 205 円 × (10.3カ月 - 3.3カ月) × 30.4 日 }	×	1.2	=	172,348 円

- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。

- ③ 1日当たりの生産費は、下記のように生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する

直近(R3)の 肥育豚生産費	産み落とし価格	肥育期間（月）	肥育期間（日）	
(33,877 円 — 3,048 円)	÷	(6.4 カ月 × 30.4 日)	=	158 円
・前期1日当たり生産費（0～2.3カ月齢）：1日当たり生産費の50% = 79 円 ・後期1日当たり生産費（2.3～6.4カ月齢）：1日当たり生産費の130% = 205 円				

- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合）。

23. 豚の算定額について③～繁殖豚（経産豚）

POINT!

母豚の評価指数は都道府県によって異なります。例の数値は宮崎県の口蹄疫の際の評価指数を基にしています。

1. 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

2. 初産時基準価格及び評価指数の算定方法(一例)

① 初産時基準価格の算定方法（例）

素豚の導入金額 1日当たりの生産費 × 平均初産までの飼養日数
 $\{100,000 \text{ 円} + 205 \text{ 円} \times (12.3 \text{ ヵ月} - 3.3 \text{ ヵ月}) \times 30.4 \text{ 日}\} = 156,088 \text{ 円}$

② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する

③ 1日当たりの生産費は、下記の生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。

直近(R3)の肥育豚生産費	産み落とし価格	肥育期間(月)	肥育期間(日)	
(33,877 円 — 3,048 円)		(6.4 ヵ月 × 30.4 日)		= 158 円
・前期1日当たり生産費(0～2.3 ヵ月齢) : 1日当たり生産費の50% = 79 円				
・後期1日当たり生産費(2.3～6.4 ヵ月齢) : 1日当たり生産費の130% = 205 円				

④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合）

【100日齢で候補豚を導入した44ヵ月齢の母豚の例】

導入価格 1日当たりの生産費×飼養日数 評価指数 受胎加算金
 $(100,000 \text{ 円} + (205 \text{ 円} \times (10.3 \text{ ヵ月} - 3.3 \text{ ヵ月}) \times 30.4 \text{ 日})) \times 0.72 \times 1.2 = 124,091 \text{ 円}$

家伝法第58条

24. 手当金・特別手当金について①

家畜伝染病によって殺処分となった豚については、国から手当金・特別手当金が交付されます。ただし、通報の遅れや飼養衛生管理基準が順守されていない場合には、減額されるケースもあります。飼養衛生管理基準が厳しくなるとともに、減額幅も大きくなる傾向にあります。

手当金(豚に係る疾病)

- 豚熱等の家畜伝染病の患畜の場合、患畜となる前における当該家畜の評価額の1/3
- ブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血で殺処分された患畜は、殺処分時の評価額の4/5
- 家畜伝染病等の疑似患畜・病勢鑑定のために殺処分された疑似患畜では、疑似患畜となる前の評価額の4/5
- 豚がこれまでに確認されていない疾病にかかった際や、家畜伝染病・届け出伝染病の発生時の状況把握、疾病の予防、まん延防止のための検査、注射、薬浴または投薬を行ったため死亡した動物または死産や流産した動物の胎児は、死亡時における当該動物の評価額または死産もしくは流産をする前の評価額の全額
- 焼却し、又は埋却した物品については、焼却または埋却前における当該物品の評価額の4/5

特別手当金(豚に係る疾病)

- 口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱で殺処分となった患畜は、患畜になる前の評価額の2/3
- 豚熱等の家畜伝染病で殺処分された疑似患畜は、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の1/5
- 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあるため焼却または埋却した物品は、焼却又は埋却前の評価額の1/5

減額事例

豚熱発生農場A

【減額割合】 手当金及び特別手当金:2割減額(20%)

【減額理由】 飼養衛生管理基準不遵守(衛生管理区域専用の衣服及び靴の交換、衛生管理区域に乗り入れた車の車内の消毒・靴の履き替え等、給与水として谷の水を使用する際の消毒、畜舎に出入りする際の手指消毒(手袋交換)、畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置と着用、家畜を畜舎間で移動する際の通路の消毒、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む際の消毒等)

豚熱発生農場C

【減額割合】 手当金及び特別手当金:2.4割減額(24%)

【減額理由】 飼養衛生管理基準不遵守(飼養衛生管理区域境界の明確化、防護柵の設置、畜舎に出入りする際の手指消毒(手袋交換)、畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置と着用、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む際の消毒等)
 通報の遅れ(1週間程度の間に隣接する複数の豚房で豚の死亡が認められ、飼養管理者が異常と認知していたにもかかわらず、家畜保健衛生所へは異常を認知してから1週間以上報告がなされなかった)

25. 手当金・特別手当金・互助基金について②一覧表

家畜伝染病によって殺処分となった豚については、国から手当金が交付されます。豚熱については、手当金と特別手当金を合計して評価額全額の手当となります。

手当金の種類	交付割合	殺処分の対象	疾病名	評価時
手当金	3分の1	患畜	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の患畜	患畜となる前
手当金	3分の1	患畜	流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、炭疽、出血性敗血症の患畜	患畜となる前
手当金	5分の4	患畜	ブルセラ病の患畜	殺処分時
手当金	5分の4	疑似患畜	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病の疑似患畜	疑似患畜となる前
手当金	全額	検査・投薬をした豚・胎児	家畜伝染病等の確認・予防・まん延防止のための検査や投薬等で死亡した豚・胎児	検査や投薬等の実施時
手当金	5分の4	物品	家畜伝染病に汚染され埋却・焼却処分した物品	埋却・焼却前
特別手当金	3分の2	患畜	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の患畜	患畜となる前
特別手当金	5分の1	疑似患畜	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の疑似患畜	疑似患畜となる前
特別手当金	5分の1	物品	家畜伝染病に汚染され埋却・焼却処分した物品	埋却・焼却前

26. 家畜防疫互助金について①互助基金とは

家畜防疫互助事業は、口蹄疫、豚熱等が発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立を行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国（独）農畜産業振興機構が補助する事業です。

家畜防疫互助金

- ① 牛・豚(水牛及びいのししを含む)を飼育する生産者の方は、誰でも事業に参加可能。ただし、契約締結時点で移動制限等が実施されている区域の生産者は加入不可
- ② 加入者は、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準の遵守が必要
- ③ 対象となる家畜伝染病は、「口蹄疫」、「牛疫」、「牛肺疫」、「アフリカ豚熱」及び「豚熱」
- ④ 事業実施期間は令和3年度～5年度までの3年間(互助金の交付が完了するまで)
- ⑤ 生産者が納付した生産者積立金のうち、牛に係るものを牛生産者基金、豚に係るものを豚生産者基金で管理する。疾病が発生し、互助金を交付する場合は、牛については牛生産者基金、豚については豚生産者基金からそれぞれ交付される

家畜防疫互助金(積立金の単価)

区分	家畜の種類	積立金の単価 (1頭当たり)
家族型	繁殖用種豚(雌)	375
	繁殖用種豚(雄)	375
	肥育豚	105
企業型	繁殖用種豚(雌)	390
	繁殖用種豚(雄)	390
	肥育豚	110

- ・ 企業型については、伝染病発生時でも雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としている
- ・ 企業型については、常時使用する従業員（家族等生計を一にするものを除く）の数が、1人以上の事業主または会社が加入できる
- ・ 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入が可能
- ・ 企業型互助金交付時には、雇用実態を書面により確認する
- ・ 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分（家族型、企業型）を変更することができる

※加入時に納付する生産者積立金の額は、契約頭数に生産者積立金の単価を乗じて求めます。

※対象疾病が発生して基金が枯渇し、財源不足に陥った場合は、追加負担割合（独）農畜産業振興機構理事長が別に定めます）に基づく納付が必要となる場合があります

27. 家畜防疫互助金について②積立について

家畜防疫互助事業は、口蹄疫、豚熱等が発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立を行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国（（独）農畜産業振興機構）が補助する事業です。

積立金の例

* 養豚（家族型）一貫 年間出荷頭数 400 頭規模			* 養豚（企業型）一貫 年間出荷頭数2,000 頭規模		
区分	単価×頭数	合計	区分	単価×頭数	合計
繁殖用種豚(雄)	375円×1頭=375円	32,985円	繁殖用種豚(雄)	390円×5頭=1,950円	172,450円
繁殖用種豚(雌)	375円×22頭=8,250円		繁殖用種豚(雌)	390円×110頭=42,900円	
肥育豚	105円×232頭=24,360円		肥育豚	110円×1,160頭=127,600円	

契約頭数について

- ・ 互助金は、契約頭数を上限として支払われるため、事業実施期間（令和 3～5 年度）における契約農場ごとの見込み頭数で契約する
- ・ 契約頭数は随時見直しが可能（ただし、契約頭数を減らしてもその分の積立金は 3 年間の事業終了時まで返還されない）

加入について

- ・ 「家畜防疫互助金交付契約申込書及び交付契約書」を中央畜産会の事務委託先である都道府県畜産協会等に提出する
- ・ 都道府県畜産協会等を通じて申込を受けた中央畜産会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求する
- ・ 加入申込者は都道府県畜産協会等が指定する口座に生産者積立金を納付

無事戻し金について

事業実施期間終了後、豚の互助基金については、22年の宮崎県における口蹄疫発生時に国（（独）農畜産業振興機構）が立替えた借入金があるため、一定額を返還した後の互助基金の残額を加入者に返戻される

28. 家畜防疫互助金について③交付について

家畜防疫互助金の交付は、経営を再開する場合に加入時の頭数等に基づいて支払われます。

互助金の単価

家畜の種類	互助基金の 上限単価
家族型 繁殖用種豚(雌)	48,000円
家族型 繁殖用種豚(雄)	48,000円
家族型 肥育豚	10,000円
企業型 繁殖用種豚(雌)	55,000円
企業型 繁殖用種豚(雄)	55,000円
企業型 肥育豚	11,000円

- ・ 国等の事業を利用し、新たに導入する家畜については、経営支援互助金の交付対象頭数から除外される。
- ・ 豚の互助金の交付対象は、離乳後の豚（21日齢以上のもの）のみ。
- ・ 殺処分した家畜を焼却・埋却等するために、生産者自らが負担した場合にはその経費を支援するため、焼却・埋却等互助金が交付される

互助金の交付

- ・ 万一対象疾病が発生し、経営を再開する場合、交付申請に基づき互助金が支払われる。ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した時には、互助金が支払われない場合や減額される場合がある。
- ・ 互助金の交付決定に当たっては、**都道府県段階で互助金交付認定委員会を開催し、導入計画及び互助金交付単価の審査を行い、最終的に中央畜産会で互助金交付額認定委員会を開催し互助金交付額を決定する。**

互助金の契約頭数について

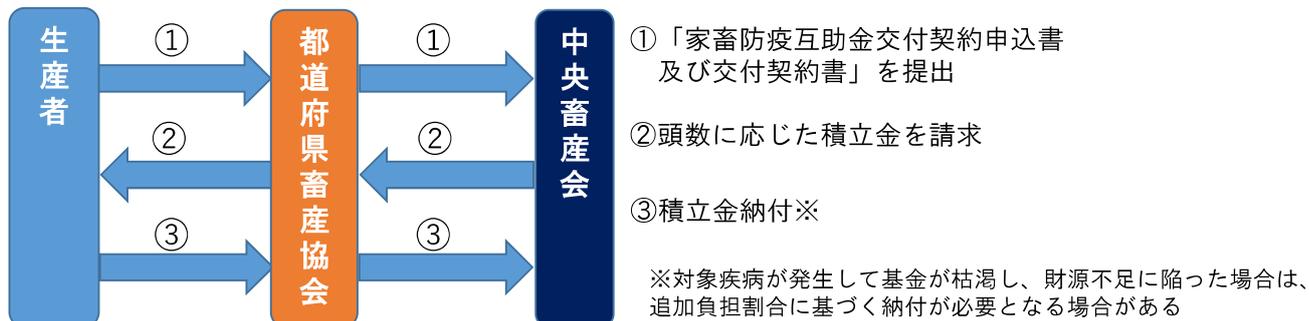
互助金は、**農場ごとの契約頭数を上限**に殺処分頭数又は導入計画頭数のいずれか少ない頭数（交付対象頭数）に基づき交付される。このため、増頭を予定している場合は増頭後の予定頭数での契約が推奨される

	契約頭数	殺処分頭数	導入計画頭数	交付対象頭数
農家A	100	80	90	80
農家B	100	80	70	70
農家C	100	120	110	100

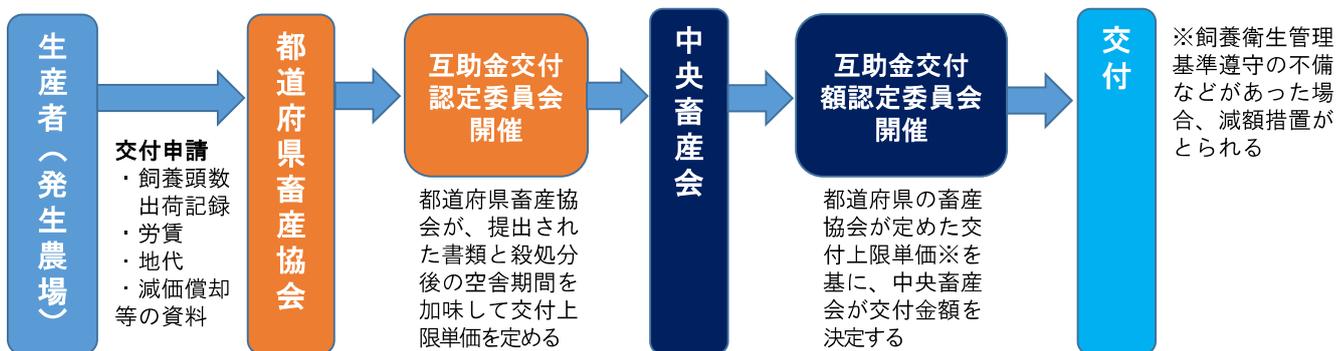
29. 家畜防疫互助金について④フローチャート

家畜防疫互助事業の加入から交付までの流れ図で説明します。

互助基金交付のフローチャート 加入時



互助基金交付のフローチャート 交付時(今期)



飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業
(日本中央競馬会 特別振興資金助成事業)
豚熱発生時における再開までのフローチャート

令和4年4月 発行

令和5年3月 改訂

発行所 一般社団法人 日本養豚協会 (JPPA)

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-27-15 高栄ビル2階

TEL : 03-3370-5473 FAX : 03-3370-7937

E-Mail : info@pig.lin.gr.jp

印刷 株式会社アイキ

禁無断転載